

平成25年度試験 B-1

1. これから午後の試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、B-2の各頁にあなたの受験番号を記入して下さい。
3. 試験B-1は、実務に関する試験の問題で、全部で6問あります。
4. 試験問題をよく読んで、解答をB-2の各欄に正確に記入して下さい。
問1については、B-2の1頁から12頁までです。
問2については、B-2の13頁から14頁までです。
問3については、B-2の15頁です。
問4については、B-2の16頁から19頁までです。
問5については、B-2の20頁です。
問6については、B-2の20頁です。
5. 解答時間は、3時間です。

あなたの受験番号

- (問 1) 別紙1の資料(1.現形図 2.従前の土地の明細 3.換地図 4.換地の明細)により、換地計画書(B-2の1頁から12頁までの地区総計表、所有権に関する明細、所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細、その他特別の定めをする土地の明細、換地設計総括表(1.(2)団地計画の内容)、土地改良法第53条第1項ただし書に係る同意書、不換地・特別減歩申出書、創設換地取得同意書)を作成しなさい。

(作成上の留意事項)

1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
2. 所有権以外の権利又は処分の制限がなく、かつ、不換地又は特別減歩を行わない場合は、所有権に関する明細中組合せごとの「換地交付基準額」、「換地交付基準地積」、「地積の増減の割合」、「清算金」欄の記入は、省略してよい。
3. 各筆換地等明細書は、該当する権利者等の住所及び氏名又は名称並びに土地の所在を必ず記入すること。また、換地と従前の土地の組合せが明らかになり、かつ、その組合せごとの換地及び従前の土地の各筆が明らかになるよう、それぞれに横線を引いて区分すること。
4. 賃借権のある土地の換地清算金は、耕作者を対象とすること。
5. 地積を特に減じて換地を定めた従前の土地にあっては、所有権に関する明細中「記事」欄の記入は、省略してよい。
6. 担保権設定のある土地は、補償金等の供託は行わないものとする。
7. 事業主体は、中岡北部土地改良区とする。

- (問 2) 別紙2の登記事項証明書(7筆)により、従前地各筆調書(B-2の13頁から14頁)を作成しなさい。

(作成上の留意事項)

1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
2. 表題部・権利部の記録証明は、試験の便宜上省略するものとする。
3. 共有地の場合は、所有者欄に共有者全員の住所及び氏名並びに持分について記入すること。

- (問 3) 松嶋太郎が所有者として登記されている土地について、代位登記を申請する必要があるので、別紙3の改製原戸籍謄本、全部事項証明書の範囲内で相続人を調査し、本籍及び氏名並びに法定相続分を(B-2の15頁)に記入しなさい。

(作成上の留意事項)

新戸籍編製のために除籍となっている者については、新戸籍地で生存しているものとする。

- (問 4) 下表に掲げる土地(6筆)について、登記申請書(B-2の16頁から19頁)を作成しなさい。

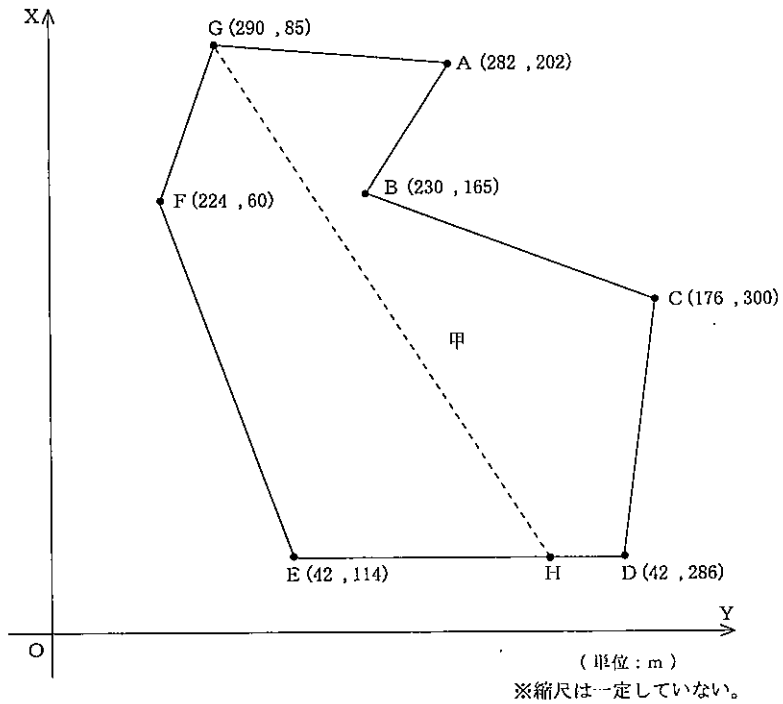
(作成上の留意事項)

1. 登記申請書には、「登記の目的」、「原因」、「被代位者(所有者)」、「代位原因」、「不動産の表示」等の各該当欄()に必要な事項を記入すること。
2. 下表の整理番号1から3までは別紙4の相続関係説明図、整理番号4及び5は別紙5の所有権登記名義人関係書類、整理番号6は別紙6の地積測量図を参照のこと。
3. 解答の記入に際しては、下表の整理番号とB-2の整理番号が一致するように記入すること。

整理番号	登記簿に記載された土地の表示				登記簿に記載された所有者			備考
	所在	地番	地目	地積㎡	住所	氏名	持分	
1	村田市船引字石沢	25番	田	1012		小山 孝		相続関係説明図参照のこと。 ただし、所有権の登記がない(未登記の土地)。
2	上原市小浜字石畑	112番1	畑	2918	吉田郡上原町 山上字尾松35番地4	(共有者) 佐藤 一郎	3/5	相続関係説明図参照のこと。
					上原市 田上五丁目23番2号	(共有者) 山田 光夫	2/5	
3	今田市太田字浅川	33番	田	510	江戸川市 川前字春日66番地	下山 三郎		相続関係説明図参照のこと。
4	石上市川原田字江口	125番	田	2024	西川市 及川字田宮37番地	赤井 剛雄		氏名の更正 所有権登記名義人関係書類参照のこと。
5	田村市川田字中川	201番	畑	1190	里山郡田村町 石川字伊辺9番地	山下 裕一		住所の変更、更正 所有権登記名義人関係書類参照のこと。
6	川津市平沢字田上	15番1	田	900	川津市 沢田字大杉87番地	米出 利夫		地域内に一筆の一部が編入される分筆。 地積測量図参照のこと(測量地積の誤差は精度 区分の許容範囲を超える。)

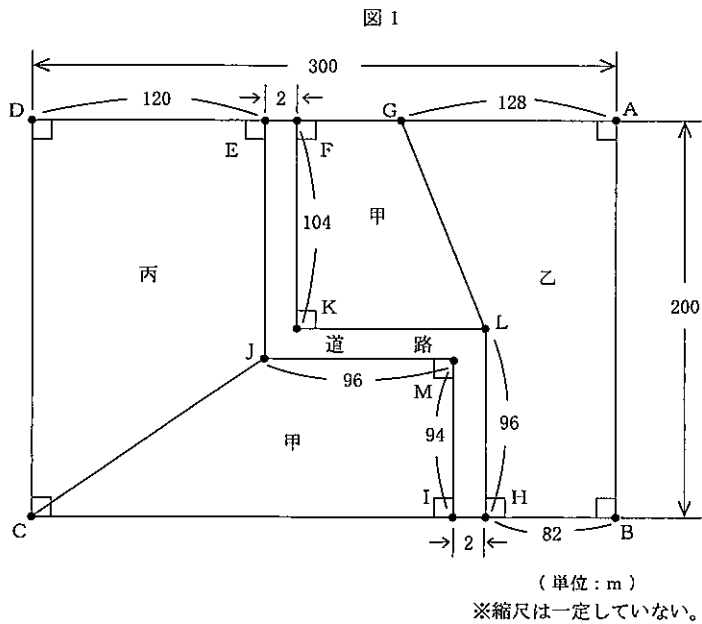
(問 5) 下図のように実線を筆界線とする平面上の多角形を成し、各筆界点A B C D E F Gの平面直角座標が与えられた甲の土地がある。この土地について次の各問に答えなさい。

- (1) 甲の土地の面積を求めなさい。ただし、小数点以下第1位を四捨五入して求めるものとする。
- (2) この土地の面積を二等分する直線GHを定めるとき、筆界線DE上にあるHのy座標値を求めなさい。ただし、小数点以下第1位を四捨五入して求めるものとする。

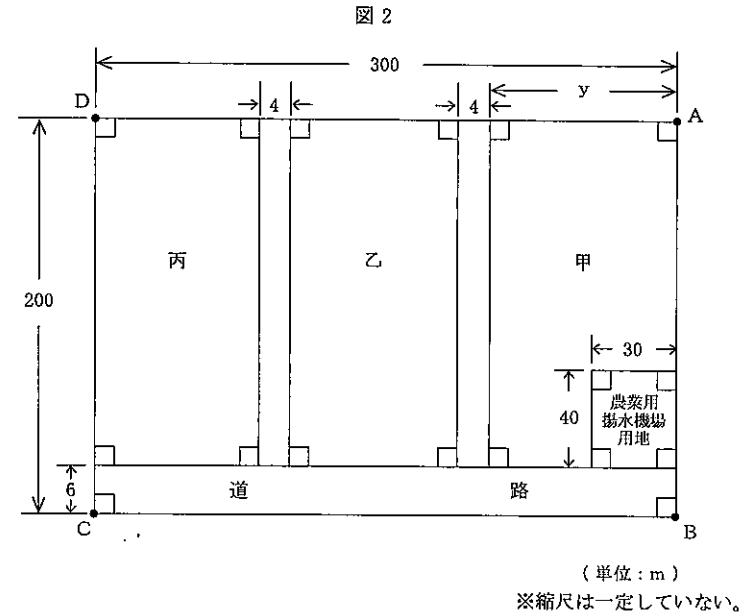


(問 6) 図1のように甲、乙、丙の所有する農地がある。また、丙の土地のうち、その10分の1の地積を特に減ずる旨の申し出があった。これについて図2のようなほ場整備事業の計画を立てて、農道を整備するとともに、農業用揚水機場の用地を創設することとした。このとき次の各問に答えなさい。

- (1) 換地交付率(%)を求めなさい。ただし、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求めるものとする。
- (2) (1)で求めた換地交付率を用いて、甲、乙、丙の換地交付基準地積を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。
- (3) (2)で求めた地積により換地選定をするとき、図2のyの値を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。

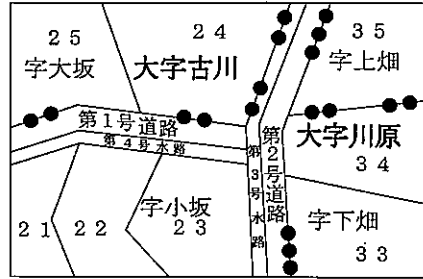


A~Mは筆界点で、各筆界線は直線である。E、F、GはAD上にあり、I、HはBC上にある。EJとFK、LHとMIはそれぞれ平行であり、JMとKLは平行で等距離である。

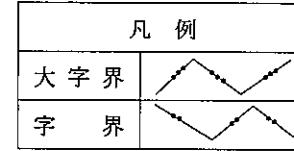
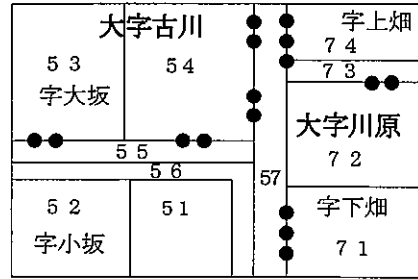


現 形 図
従前の土地の明細
換 地 図
換 地 の 明 細

1. 現形図 所在 中岡市



3. 換地図 所在 中岡市



(注)

- (1) 現形図及び換地図の道路・水路は、農業機械の継続作業をするための横断が可能なものとする。
 (2) 各図面は各土地の配置を示すものであり、縮尺は一定していない。

2. 従前の土地の明細(大字、字名は現形図参照)

所有権登記の有無	地番	地目	用途	地積(m ²)	評 定		換地交付基準額(円)	換地交付基準地積(m ²)	所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限	所有者の住所氏名	耕作者の住所氏名
					等位	価 額(円)					
	24	田	田	2,253	7	5,407,200	5,921,198	2,132		中岡市大字古川321番地 星井 一郎	
	22	田	田	1,346	6	3,365,000	3,672,075	1,274	賃借権 (登)	中岡市大字川原456番地 江森 誠一	中岡市大字古川321番地 星井 一郎
	33	田	田	1,649	3	4,617,200	4,993,402	1,560	根拠当権	同 上	
	23	田	田	1,682	6	4,205,000	4,588,730	1,592		中岡市大字古川987番地 増田 克也	
	25	田	田	1,610	4	4,347,000	4,714,304	1,523		同 上	
無	35	畑	畑	1,441	8	3,314,300	3,643,049	1,364		同 上	
	21	田	田	884	6	2,210,000	2,411,675	836		中岡市大字川原123番地 小林 秀明	
	34	田	田	1,622	5	4,217,200	4,347,467			同 上	
				1,051m ² を特に減じた		571	1,484,800	1,614,867	540		
	計			12,487		31,682,900	34,291,900	10,821			
	内 訳										
		田	田	11,046		28,368,600	30,648,851	9,457			
		畑	畑	1,441		3,314,300	3,643,049	1,364			
	第1号道路	公衆用道路	道路	704						中 岡 市	
	第2号道路	公衆用道路	道路	737						中 岡 市	
	第3号水路	用悪水路	水路	566						中 岡 市	
	第4号水路	用悪水路	水路	506						中 岡 市	
	計			2,513							
	合 計			15,000		31,682,900	34,291,900	10,821			

4. 換地の明細(大字、字名は換地図参照)

地番	地目	用途	地積(m ²)	評 定		所有者の氏名	耕作者の氏名
				等位	価 額(円)		
54	田	田	2,565	2	7,438,500	星井 一郎	
51	田	田	1,310	1	3,930,000	江森 誠一	星井 一郎
71	田	田	1,680	2	4,872,000	同 上	
53	田	田	1,846	2	5,353,400	増田 克也	
72	畑	畑	1,947	1	5,841,000	同 上	
52	田	田	1,473	3	4,124,400	小林 秀明	
小 計			10,821		31,559,300		
74	宅 地	(非)集会場用地	1,051.00	5	2,732,600	中 岡 市	
73	公衆用道路	道 路	448			中岡市白石7丁目6番3号 中岡北部土地改良区	
計			12,320		34,291,900		
内 訳							
	田	田	8,874		25,718,300		
	畑	畑	1,947		5,841,000		
	宅 地	(非)集会場用地	1,051.00		2,732,600		
	公衆用道路	道 路	448				
55	公衆用道路	道 路	732			中 岡 市	
57	公衆用道路	道 路	1,112			中 岡 市	
56	用悪水路	水 路	836			中 岡 市	
計			2,680				
合 計			15,000		34,291,900		

登記事項証明書

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年1月19日	不動産番号	0000000000000
地図番号	余白	境界特定	余白		
所在		大山郡大山町大字北山字岩田		余白	
① 地番	② 地目	③ 地積	㎡	原因及びその日付 [登記の日付]	
15番	田	265		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年1月19日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年7月25日 第4261号	原因 昭和12年5月11日鈴木善雄家督相続 昭和32年6月1日相続 共有者 大山郡大山町大字北山字山田36番地 持分3分の1 鈴木洋子 大山郡大山町大字北山字山田36番地 持分3分の1 鈴木幹男 大山郡大山町大字北山字山田36番地 持分3分の1 鈴木貴子 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成7年6月5日 第9127号	原因 平成7年5月1日住所移転 共有者鈴木貴子の住所 岡本市岡木町大山67番地3
付記2号	1番登記名義人表示変更	平成13年10月15日 第15137号	原因 平成13年10月1日住所移転 共有者鈴木幹男の住所 岡本市岡木町小山23番地
付記3号	1番登記名義人表示変更	平成15年11月14日 第22871号	原因 平成15年6月1日氏名変更 共有者鈴木貴子の氏名 田中貴子
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年1月19日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地役権設定	平成15年11月14日 第22872号	原因 平成15年8月1日設定 目的 電線路(電線の支持物を除く)を設置すること及びその保守運営のための土地立入り若しくは通行の許容並びに当該電線路の最下垂時における電線の高さから3mを控除した高さを超えた建造物等の築造若しくは竹木の植栽禁止 範囲 送電線路線下両保安線間の土地8・60㎡ 要役地 山南市山南町山南73番地 地役権範囲第24号

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年1月19日	不動産番号	0000000000000
地図番号	余白	境界特定	余白		
所在		大山郡大山町大字北山字岩田		余白	
① 地番	② 地目	③ 地積	㎡	原因及びその日付 [登記の日付]	
27番	宅地	500	00	余白	
27番1	余白	137	12	①③27番1、27番2に分筆 [昭和60年12月6日]	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年1月19日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年8月27日 第7410号	原因 昭和56年5月21日相続 所有者 大山郡大山町大字北山字山田52番地 中井義弘 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年1月19日
2	所有権移転	平成21年3月4日 第4188号	原因 平成5年2月4日相続 所有者 大山郡大山町大字北山字山田52番地 中井義夫 代位者 ○ ○ 県 代位原因 土地改良登記令第2条第5号

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和57年1月5日 第14号	原因 昭和56年12月27日金銭消費貸借同日設定 債権額 金100万円 利息 年9・5% 損害金 年20・0% 債務者 大山郡大山町大字北山字山田52番地 中井義弘 抵当権者 大山郡大山町大字北山字山田1番地 大山農業協同組合 共同担保 目録(イ)第4019号 順位1番の登記を移記
2	根抵当権設定	平成4年9月2日 第5165号	原因 平成4年9月2日設定 債権額 金500万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 中山市中山町中山2番地 株式会社中山 根抵当権者 中山市中山町小山1番地 ○ ○ 県信用保証協会 共同担保 目録(ウ)第6761号 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年1月19日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年1月19日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	大山郡大山町大字北山字岩田		余白		
① 地番	② 地目	③ 地積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
65番4	山林		12	65番1から分筆 【昭和42年12月11日】	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年1月19日	
余白	余白		56	③67番1を合筆 【平成18年6月20日】	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成11年3月8日 第4898号	原因 平成11年2月24日贈与 所有者 大山郡大山町大字本田字山田15番地 志水 文雄 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年1月19日
2	所有権移転請求権仮登記	平成13年2月20日 第3165号	原因 平成13年2月18日売買予約 権利者 大山郡大山町大字北山字山本53番地 志水 悟史
付記1号	所有権移転	平成15年6月12日 第11931号	原因 平成15年6月1日売買 所有者 大山郡大山町大字北山字山本53番地 志水 悟史
3	差押	平成22年8月12日 第15956号	原因 平成22年8月12日大山税務署差押 債権者 財務省

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定仮登記	平成20年1月7日 第109号	原因 平成19年12月21日設定 極度額 金300万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 小 切手債権 債務者 大山郡大山町大字北山字山本53番地 志水 悟史 権利者 大山郡大山町大字南山字南本1番地 南山 祐次
	余白	余白	余白

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年4月12日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	大山郡大山町大字西山字石田		余白		
① 地番	② 地目	③ 地積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
28番1	田		2200	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年4月12日	
余白	余白		2532	③錯誤 【平成15年9月19日】	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成7年2月16日 第923号	原因 平成1年9月20日相続 所有者 大山郡大山町大字西山字西田61番地 今田 幸三 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年4月12日
2	所有権移転請求権仮登記	平成13年5月31日 第4597号	原因 平成13年5月29日代物弁済予約 権利者 大山郡大山町大字中山字中山15番地 中山 浩次
	余白	余白	余白
付記1号	2番所有権移転請求権の移転	平成20年12月25日 第10905号	原因 平成20年9月20日売買 権利者 大山郡大山町大字中山字中山67番地 中井 五郎

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成13年5月31日 第4596号	原因 平成13年5月29日設定 極度額 金300万円 債権の範囲 手形貸付取引 消費貸借取引 手 形債権 小切手債権 債務者 大山郡大山町大字西山字西田61番地 今田 幸三 根抵当権者 大山郡大山町大字中山字中山15 番地 中山 浩次 共同担保 目録(2)第4019号
付記1号	1番根抵当権移転	平成20年12月25日 第10904号	原因 平成20年9月20日債権譲渡 根抵当権者 大山郡大山町大字中山字中山67 番地 中井 五郎

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年4月12日	不動産番号	0000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	大山郡大山町大字西山字石田			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
52番3	田	1276		52番1から分筆 【昭和35年3月2日】	
余白	畑	968		②年月日不詳地目変更 ③52番3、52番4に分筆 【平成5年7月7日】	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年4月12日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和14年5月18日 第1477号	原因 昭和14年5月18日売買 所有者 大山郡大山町大字東山字東32番地 山田 隆太郎 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年4月12日
2	所有権移転	平成14年9月4日 第14949号	原因 平成14年7月1日相続 所有者 大山郡大山町大字東山字東32番地 山田 隆
3	差押	平成15年8月21日 第16858号	原因 平成15年8月20日〇〇地方裁判所大山支部担保不動産競売開始決定 債権者 大山郡大山町大字大山1番地 大山 農業協同組合
4	所有権移転	平成16年7月8日 第14567号	原因 平成16年7月6日担保不動産競売による売却 所有者 大山郡大山町大字西山字西田85番地 仲井 龍一
5	3番差押登記抹消	平成16年7月8日 第14567号	原因 平成16年7月6日担保不動産競売による売却
6	所有権移転	平成17年6月7日 第3500号	原因 平成17年3月21日相続 共有者 大山郡大山町大字西山字西田85番地 持分2分の1 仲井 君子 大山郡大山町大字西山字西田85番地 持分4分の1 仲井 二三男 大山郡大山町大字西山字西田85番地 持分4分の1 仲井 克己 順位2番の登記を移記
付記1号	6番登記名義人住所更正	平成17年11月4日 第16755号	原因 錯誤 共有者仲井二三男の住所 山南市大井町小川83番地
7	仲井克己持分全部移転	平成22年3月25日 第2500号	原因 平成22年2月22日贈与 共有者 山南市大井町小川83番地 持分4分の1 仲井 二三男

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和49年4月16日 第2345号	原因 昭和49年4月15日設定 債権額 金100万円 債権の範囲 消費貸借取引 売買取引 当座貸越取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 大山郡大山町大字東山字東32番地 山田 隆太郎 根抵当権者 大山郡大山町大字大山1番地 大山 農業協同組合 共同担保 目録(イ)第940号 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年4月12日
2	根抵当権設定	平成13年1月17日 第950号	原因 平成13年1月16日設定 債権額 金5,000万円 債権の範囲 消費貸借取引 手形割引取引 当座貸越取引 保証委託取引 売買取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 大山郡大山町大字東山字東32番地 山田 隆太郎 根抵当権者 大山郡大山町大字大山1番地 大山 農業協同組合 共同担保 目録(イ)第3890号
3	1番、2番根抵当権抹消	平成16年7月8日 第14567号	原因 平成16年7月6日担保不動産競売による売却
4	抵当権設定	平成17年1月5日 第14号	原因 平成16年12月27日金銭消費貸借同日設定 債権額 金300万円 利息 年9.5% 損害金 年20.0% 債務者 大山郡大山町大字西山字西田85番地 仲井 龍一 抵当権者 大山郡大山町大字大山56番地 大山 大和 共同担保 目録(イ)第567号
5	条件付貸借権設定仮登記	平成20年2月26日 第1665号	原因 平成19年2月9日設定 (条件 平成19年2月9日金銭消費貸借の債務不履行) 借賃 1月1㎡10円 支払期 毎月末日 存続期間 3年 特約 譲渡、転貸ができる 権利者 大山郡大山町大字中山字中山15番地 中山 浩次
	余白	余白	余白
6	抵当権設定	平成22年3月25日 第2501号	原因 平成22年3月15日金銭消費貸借同日設定 債権額 金100万円 利息 年4.7% 損害金 年14.5% 債務者 山南市大井町小川83番地 仲井 二三男 抵当権者 大山郡大山町大字大山1番地 大山 農業協同組合 共同担保 目録(イ)第2838号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

1/2

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇

2/2

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年4月12日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	大山郡大山町大字西山字石田			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積	㎡	原因及びその日付【登記の日付】	
68番2	用悪水路		21	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年4月12日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	明治44年3月31日 第2305号	原因 明治44年1月12日工事許可明治44年2月2日官有地第3種溝渠敷編入 所有者 内務省 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成16年10月27日 第17144号	原因 平成13年1月6日所管換 所有者 国土交通省
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年4月12日
2	所有権移転	平成17年1月28日 第1305号	原因 平成16年12月27日譲与 所有者 大山郡大山町

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年4月12日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	大山郡大山町大字西山字石田			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積	㎡	原因及びその日付【登記の日付】	
74番	ため池		991	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年4月12日	
所有者	斎藤一生				

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記載されている事項はない。

改製原戸籍謄本
全部事項証明書

<p>本籍 今川町</p> <p>〇〇懸平井郡今川村大字田口字川田参拾参番地</p>									
<p>本籍ニ於テ出生父松嶋武活届出明治四拾年拾壹月八日受附入籍[㊦]</p> <p>昭和参年拾貳月参日前戸主武活死亡に因り家督相続届出同月六日受附[㊦]</p> <p>藤田君江ト婚姻届出昭和四年七月九日受附[㊦]</p> <p>昭和貳拾九年拾月壹日行政区画変更につき同日本籍欄中「今川町」と更正職務執行者[㊦]</p> <p>昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月壹日日本戸籍改製[㊦]</p> <p>昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾五年拾壹月九日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除[㊦]</p>									
<p>平井郡今川村大字田口字山田拾壹番地戸主藤田正貳女昭和四年七月九日松嶋一郎ト婚姻届出同日入籍[㊦]</p>									
<p>本籍ニ於テ出生父松嶋一郎届出昭和六年五月六日受附入籍[㊦]</p> <p>西元史代と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和貳拾七年九月拾五日受附平井郡今川村大字田口字川田参拾参番地に新戸籍編製につき除籍[㊦]</p>									
<p>男 長</p>					<p>妻</p>				
<p>出生</p> <p>昭和六年五月参日</p>		<p>父</p> <p>松嶋 一郎</p> <p>母</p> <p>君 江</p>			<p>出生</p> <p>明治四拾貳年貳月拾七日</p>		<p>父</p> <p>藤田 正</p> <p>母</p> <p>とく</p>		
<p>太郎</p>		<p>長男</p>			<p>君 江</p>		<p>貳女</p>		
<p>主 戸 前</p>									
<p>出生</p> <p>明治四拾年拾壹月六日</p>		<p>父</p> <p>松嶋 武活</p> <p>母</p> <p>ちよの</p>			<p>出生</p> <p>明治四拾年拾壹月六日</p>		<p>父</p> <p>松嶋 武活</p> <p>母</p> <p>とく</p>		
		<p>長男</p>			<p>松嶋 一郎</p>		<p>長男</p>		
<p>亡 松嶋 武活</p>									

本籍ニ於テ出生父松嶋一郎届出昭和拾年八月拾五日受附入籍㊦

本籍ニ於テ出生父松嶋一郎届出昭和拾年五月式拾日受附入籍㊦
 大島八朗と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾年八月拾五日受
 附系并郡系山町大字岡本字元木拾番地に新戸籍編製につき除籍㊦

女 長

男 式

父	松嶋 一郎
母	君 江
式男	

出生 昭和拾年八月拾参日

弘 通

父	松嶋 一郎
母	君 江
長女	

出生 昭和拾年五月拾八日

愛 子

										女 長					男 式				
										出生 昭和拾年五月拾八日					出生 昭和拾年八月拾参日				
										愛 子					弘 通				
										父 松嶋 一郎					父 松嶋 一郎				
										母 君 江					母 君 江				
										長女					式男				

改製原戸籍

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項
による改製につき平成拾四年九月拾四日消除

本籍	今川町 〇〇県平井郡今川村大字田口字川田参拾参番地
氏名	松嶋 太郎

婚姻の届出により昭和貳拾七年九月拾五日夫婦につき本戸籍編製

父	松嶋 一郎
母	君江
長男	

昭和六年五月参日本籍で出生父松嶋一郎届出同月六日受附入籍
昭和貳拾七年九月拾五日西元史代と婚姻届出平井郡今川村大字田口字川田参拾参番地松嶋一郎戸籍より同日入籍

昭和貳拾九年拾月壹日行政区画変更につき同日日本籍欄中「今川町」と更正職務執行者
平成八年九月拾五日午前八時参拾分平井郡今川町で死亡同日親族松原繁子届出除籍

夫	太 郎
妻	
長女	

昭和七年九月参日平井郡今川村大字今川字今川壹番地で出生父西元誠届出同月五日受附入籍
昭和貳拾七年九月拾五日松嶋太郎と婚姻届出糸井郡糸井村大字山口市山田四拾壹番地西元誠戸籍より同日入籍
平成八年九月拾五日夫太郎死亡

父	西元 誠
母	惠美
長女	

昭和貳拾八年拾月九日日本籍で出生父松嶋太郎届出同月拾五日受附入籍
昭和五拾八年貳月参日松原松男と婚姻届出平井郡今川町大字田口字川田八拾八番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍

父	松嶋 太郎
母	史代
長女	

昭和貳拾八年拾月九日
繁子

生 出	昭和貳拾八年拾月九日
-----	------------

												昭和四拾年八月壹日日本籍で出生父松嶋太郎届出同月六日受附入籍㊤ 昭和五拾貳年九月参日佐々木奈緒と婚姻届出平井郡今川町大字田口 字川田参拾参番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊤											
												昭和四拾年八月九日野村嘉子と婚姻届出同月拾壹日〇〇県青木市北区 長から送付〇〇県青木市北区梅谷町福原貳拾八番地に夫の氏の新戸籍 編製につき除籍㊤											
生 出												生 出											
母 父 生 出												母 父 生 出											
												昭和四拾年八月壹日 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> 雄 二 </div>											
												昭和参拾年八月壹日 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> 茂 一 </div>											
												松嶋 太郎 史代 男 貳											
												史代 男 長											

本籍氏名	〇〇県平井郡今川町大字田口字川田33番地 松嶋 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成14年9月14日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者 除籍	【名】太郎 【生年月日】昭和6年5月3日 【父】松嶋一郎 【母】松嶋君江 【続柄】長男
戸籍に記録されている者	【名】史代 【生年月日】昭和7年9月3日 【父】西元誠 【母】西元恵美 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和7年9月3日 【出生地】〇〇県平井郡今川村 【届出日】昭和7年9月5日 【届出人】父
	以下余白

発行番号 〇〇〇〇〇

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

改製原戸籍

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項
による改製につき平成拾四年九月拾四日消除

本籍		〇〇県平井郡今川町大字田口字川田参拾参番地	
氏名		松嶋 茂一	
婚姻の届出により昭和五拾貳年九月参日夫婦につき		本戸籍編製	
父	母	夫	妻
昭和参拾年八月壹日日本籍で出生父松嶋太郎届出同月六日受附入籍	昭和五拾貳年九月参日佐々木奈緒と婚姻届出平井郡今川町大字田口字川田参拾参番地松嶋太郎戸籍より入籍	昭和五拾参年八月壹日 茂一	昭和五拾参年八月参日 奈緒
男長	史代	女	女
松嶋 太郎	史代	佐々木 幸一	奈々
出生	出生	出生	出生
昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日
出	出	出	出
平成六年八月式拾五日妻奈緒とともに濱田三郎を養子とする縁組届	平成六年八月式拾五日夫茂一とともに濱田三郎を養子とする縁組届	昭和五拾参年九月参日松嶋茂一と婚姻届出平井郡今川町大字今川字今々木幸一届出同月六日受附入籍	昭和五拾参年九月参日松嶋茂一と婚姻届出平井郡今川町大字今川字今井式番地佐々木幸一戸籍より同日入籍
父	母	父	母
昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日
出生	出生	出生	出生
昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日
優衣	奈緒	茂一	奈緒
女長	女	女	女
出生	出生	出生	出生
昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日
入籍	入籍	入籍	入籍
昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日	昭和五拾参年八月参日

										昭和六拾参年拾壹月貳拾貳日本籍で出生父松嶋茂一届出同月貳拾五日受附入籍㊦	
										母	父
										咲	
										母	父
										奈緒	松嶋茂一
										女貳	
										昭和四拾九年五月五日	
										三郎	
										養母	養父
										奈緒	松嶋茂一
										子養	男参
										母	父
										純子	濱田剛志
										昭和四拾九年五月五日平井郡平山町大字平山字平田七拾五番地地出	
										生父濱田剛志届出同月七日受附入籍㊦	
										平成六年八月貳拾五日松嶋茂一同人妻奈緒の養子となる縁組届出平井郡平山町大字平山字平田七拾五番地濱田剛志戸籍から入籍㊦	
										母	父
										生出	
										母	父
										生出	
										母	父
										生出	

本籍氏名	〇〇県平井郡今川町大字田口字川田33番地 松嶋 茂一
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成14年9月14日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者 除籍	【名】茂一 【生年月日】昭和30年8月1日 【父】松嶋太郎 【母】松嶋史代 【続柄】長男
戸籍に記録されている者	【名】奈緒 【生年月日】昭和32年8月3日 【父】佐々木幸一 【母】佐々木奈々 【続柄】二女
身分事項 出生	【出生日】昭和32年8月3日 【出生地】〇〇県平井郡今川町 【届出日】昭和32年8月6日 【届出人】父
養子縁組	【縁組日】平成6年8月25日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】濱田三郎
戸籍に記録されている者 除籍	【名】優衣 【生年月日】昭和53年12月12日 【父】松嶋茂一 【母】松嶋奈緒 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和53年12月12日 【出生地】〇〇県平井郡今川町 【届出日】昭和53年12月15日 【届出人】父

発行番号 〇〇〇〇〇

以下次頁

婚姻	【婚姻日】平成15年3月15日 【配偶者氏名】松嶋三郎 【新本籍】〇〇県平井郡今川町大字田口字川田33番地 【称する氏】夫の氏
戸籍に記録されている者 除籍	【名】咲 【生年月日】昭和63年11月22日 【父】松嶋茂一 【母】松嶋奈緒 【続柄】二女
身分事項 出生	【出生日】昭和63年11月22日 【出生地】〇〇県平井郡今川町 【届出日】昭和63年11月25日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成23年6月10日 【配偶者氏名】岡村修 【送付を受けた日】平成23年6月15日 【受理者】〇〇県西岡市北区長 【新本籍】〇〇県西岡市北区谷山町久保7番地 【称する氏】夫の氏
戸籍に記録されている者 除籍	【名】三郎 【生年月日】昭和49年5月5日 【父】濱田剛志 【母】濱田純子 【続柄】三男 【養父】松嶋茂一 【養母】松嶋奈緒 【続柄】養子
身分事項 出生	【出生日】昭和49年5月5日 【出生地】〇〇県平井郡平山町 【届出日】昭和49年5月7日 【届出人】父
養子縁組	【縁組日】平成6年8月25日 【養父氏名】松嶋茂一

発行番号 〇〇〇〇〇

以下次頁

婚姻	【養母氏名】松嶋奈緒 【従前戸籍】〇〇県平井郡平山町大字平山字平田75番地 濱田剛志 ----- 【婚姻日】平成15年3月15日 【配偶者氏名】松嶋優衣 【新本籍】〇〇県平井郡今川町大字田口字川田33番地 【称する氏】夫の氏
	以下余白

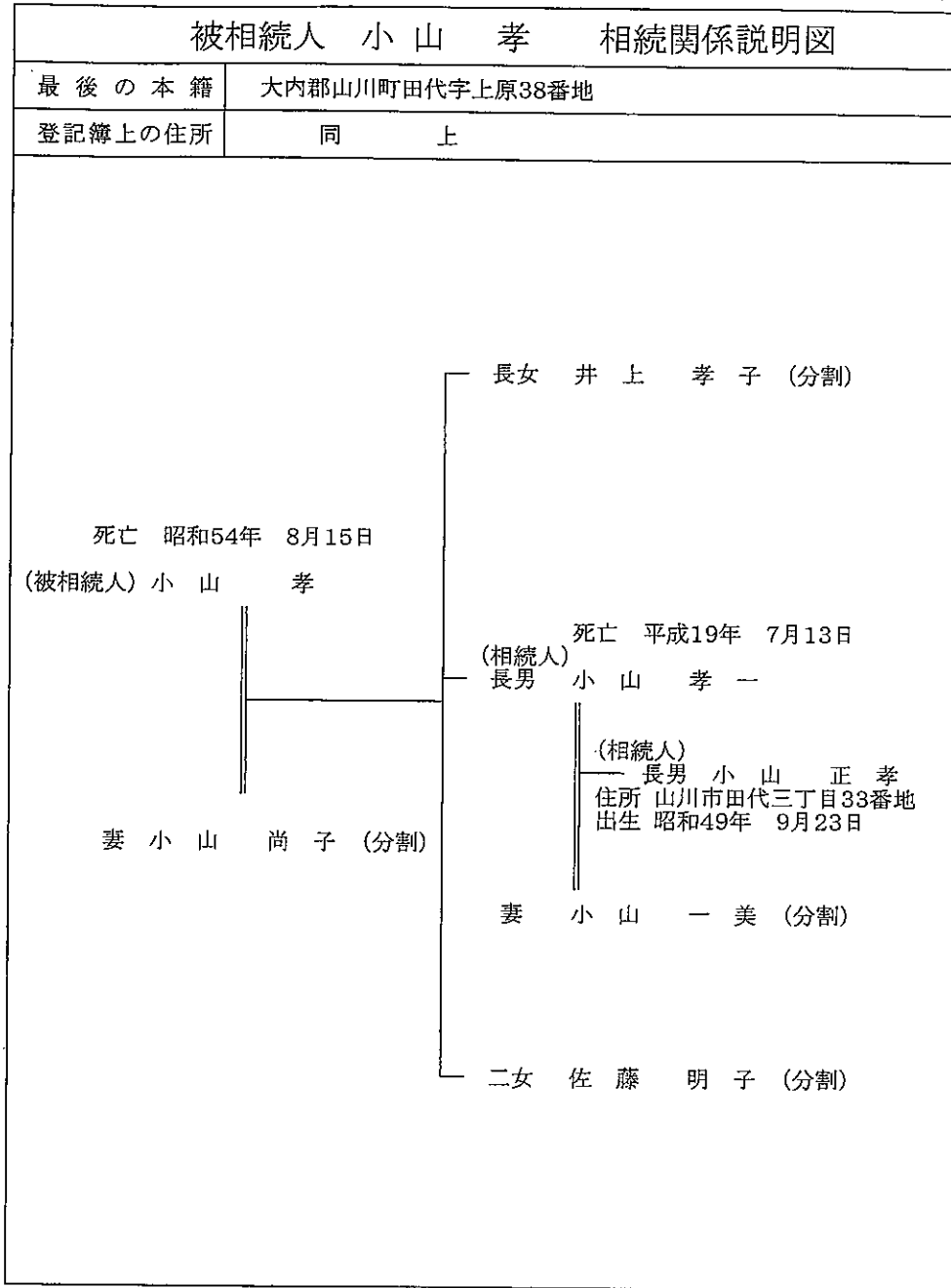
発行番号 〇〇〇〇

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

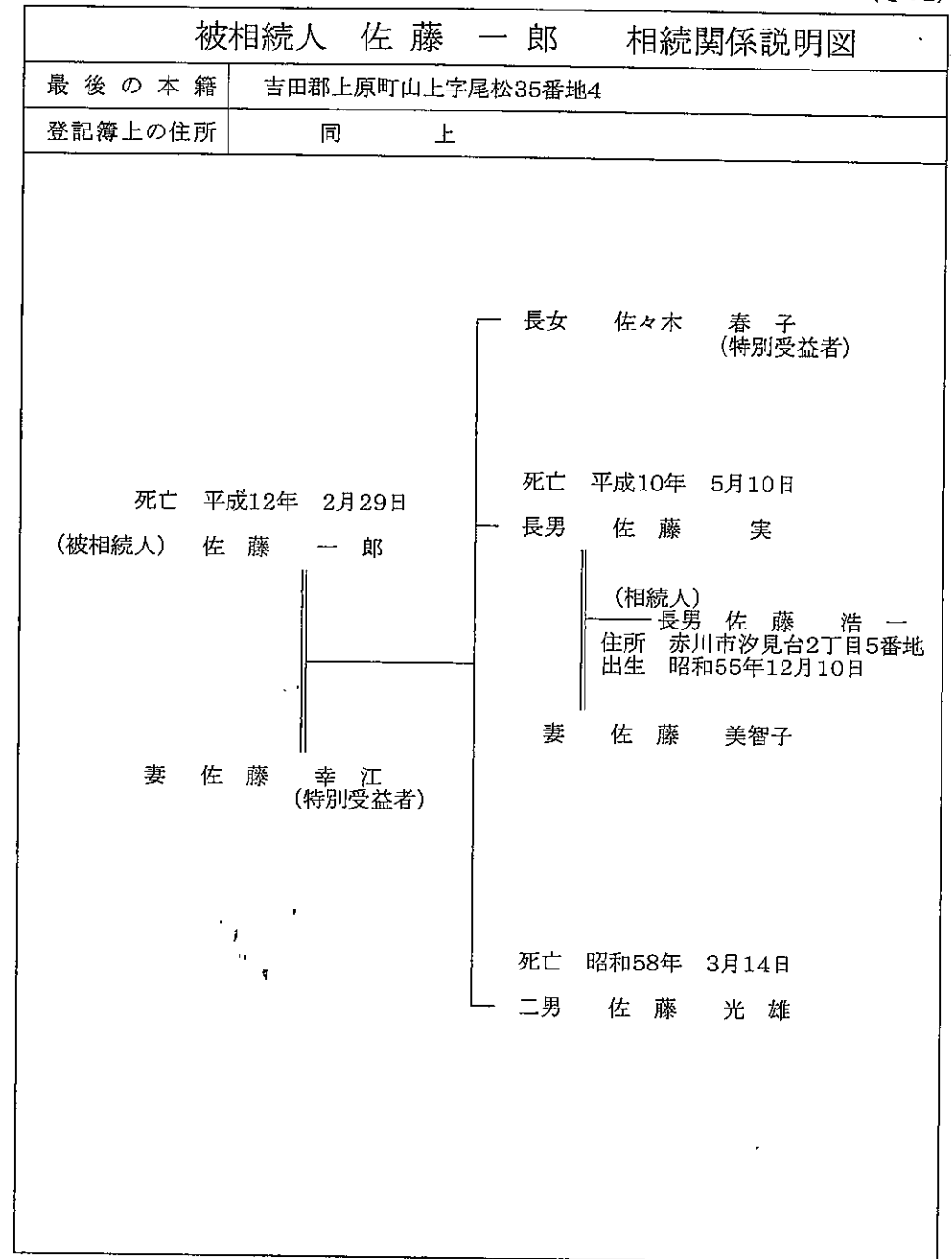
平成〇〇年〇〇月〇〇日

相続関係説明図

(その1)

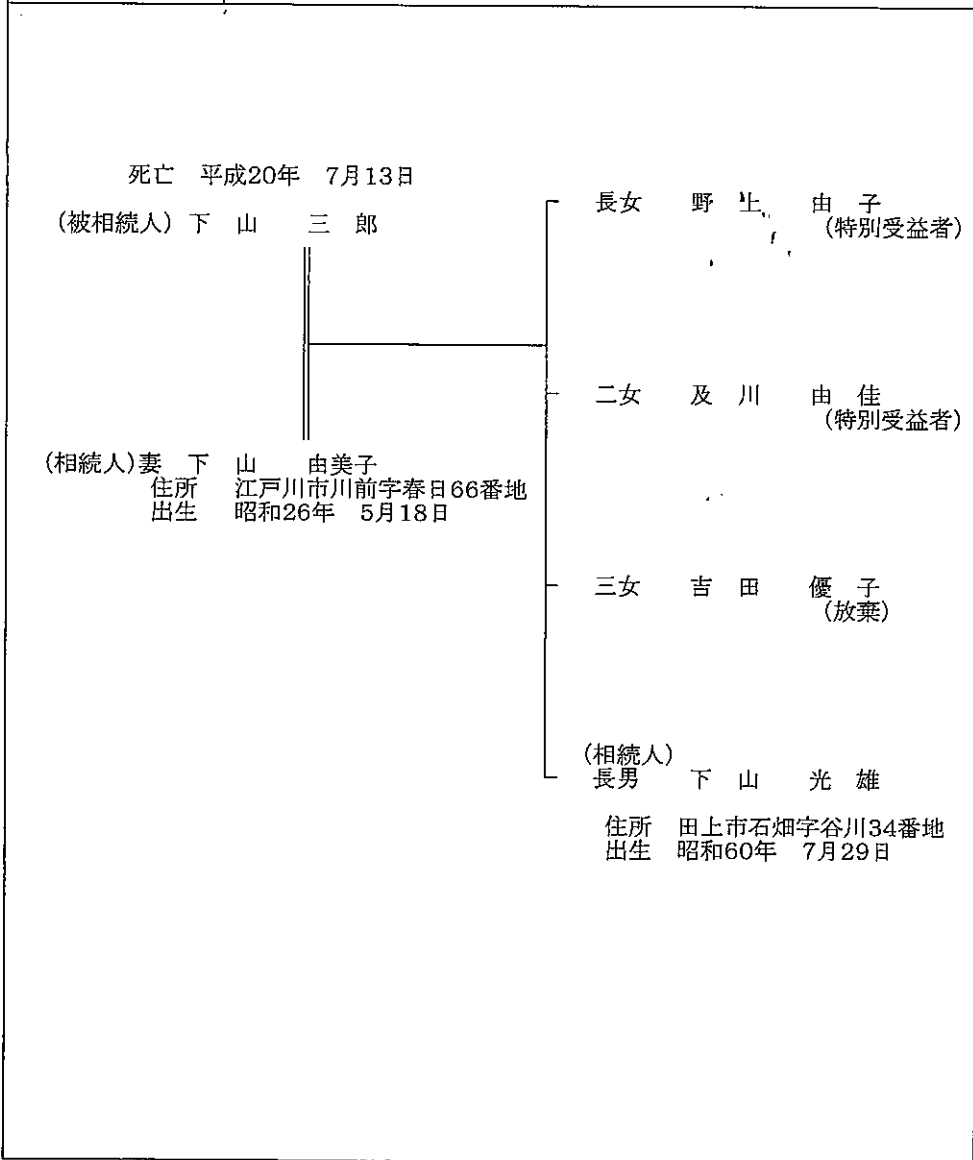


(その2)



被相続人 下山 三郎 相続関係説明図

最後の本籍	江戸川市川前字春日66番地
登記簿上の住所	同上



所有權登記名義人關係書類

不在籍証明書

証 明 書

(住 所) 西川市及川字田宮37番地

(氏 名) 赤 井 則 雄
昭和39年 5月19日生

上記の者について、上記記載のところには、戸籍、原戸籍、除籍簿上に本籍の記載がないことを証明する。

平成00年0月00日

〇〇県西川市長 〇〇 〇〇〇

市
長
印

※ 住民登録(住民基本台帳除票)上に記載がないことの不在住証明書も、上記と同じく受けているものとし省略する。

戸籍を証する書類

(その1)

(1の1)	個 人 事 項 証 明
本 籍 氏 名	〇〇県西川市及川字田宮37番地 赤井 則男
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成15年3月22日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	<p>【名】 則男</p> <p>【生年月日】 昭和39年5月19日【配偶者区分】夫</p> <p>【父】 赤井照男</p> <p>【母】 赤井久子</p> <p>【続柄】 長男</p>
身分事項	
出 生	<p>【出生日】 昭和39年5月19日</p> <p>【出生地】 〇〇県西川郡及川町</p> <p>【届出日】 昭和39年5月23日</p> <p>【届出人】 父</p>
婚 姻	<p>【婚姻日】 平成6年10月10日</p> <p>【配偶者氏名】 田中伊智子</p> <p>【従前戸籍】 〇〇県西川市及川字田宮37番地 赤井 照男</p>
以下余白	
発行番号000000	
これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。	
平成00年0月00日	
〇〇県西川市長 〇〇 〇〇〇	

※住所は登記簿に記載された住所と同じとし、住所を証する書類は省略する。

戸籍の附票

		(1の1)	附票の個人証明
氏名		本籍	
山下 浩一		〇〇県里山市石川字伊辺7番地	
附票記録事由欄	平成11年3月5日改製		
名	住所	住所を定めた日	記録事項欄
浩一	〇〇県里山郡田村町石川字伊辺9番地	昭和57年4月9日	
	〇〇県里山郡田村町石川字伊辺7番地	昭和57年4月9日	平成12年3月25日 地番錯誤届出
	〇〇県里山市石川字伊辺7番地	昭和57年4月9日	行政区画及び土地 の名称変更 平成18年3月31日
発行番号000000			
これは、戸籍の附票中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。			
平成00年0月00日		〇〇県里山市長 〇〇 〇〇〇	
		市 長 印	

(その2)

住民票

		住民とな った日	昭和57年 4月9日	住民票コード	省 略
氏名	山下 浩一	続柄	世帯主	世帯主	山下 浩一
生年月日	昭和57年 4月9日	性別	男	住所を定めた日	昭57.4.9
住所	里山市石川字伊辺7番地			届出年月日	昭57.4.12
本籍	〇〇県里山市石川字伊辺7番地			筆頭者	山下 浩一
籍従前転出	〇〇県里山郡田村町石川字伊辺7番地			H18.3.31 名称変更	
平15.2.21 改製により作成					
この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。					
平成00年0月00日		〇〇県里山市長 〇〇 〇〇〇			
		市 長 印			

地 積 測 量 図

座標求積表 (世界測地系)

地番	(A) 15-1			
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	距離
SS430	-208376.703	-13197.449	-3246.572454	3.128
L15	-208379.804	-13197.859	47116.356630	2.308
L16	-208380.273	-13195.599	166620.828573	12.282
L17	-208392.431	-13197.342	171143.131056	6.021
L18	-208393.241	-13191.376	54242.938112	30.188
L19	-208396.543	-13161.369	63516.766794	1.525
L20	-208398.067	-13161.427	31771.684778	17.074
152	-208398.957	-13144.376	-16561.913760	2.312
151	-208396.807	-13145.227	-36346.552655	0.678
L23	-208396.192	-13145.512	-178213.706184	14.260
SS42	-208383.250	-13151.500	-212291.513000	3.247
SS38	-208380.050	-13150.950	-86099.269650	46.619
	倍面積	1633.996395		
	面積	816.9981975		
	地積	816 m ²		

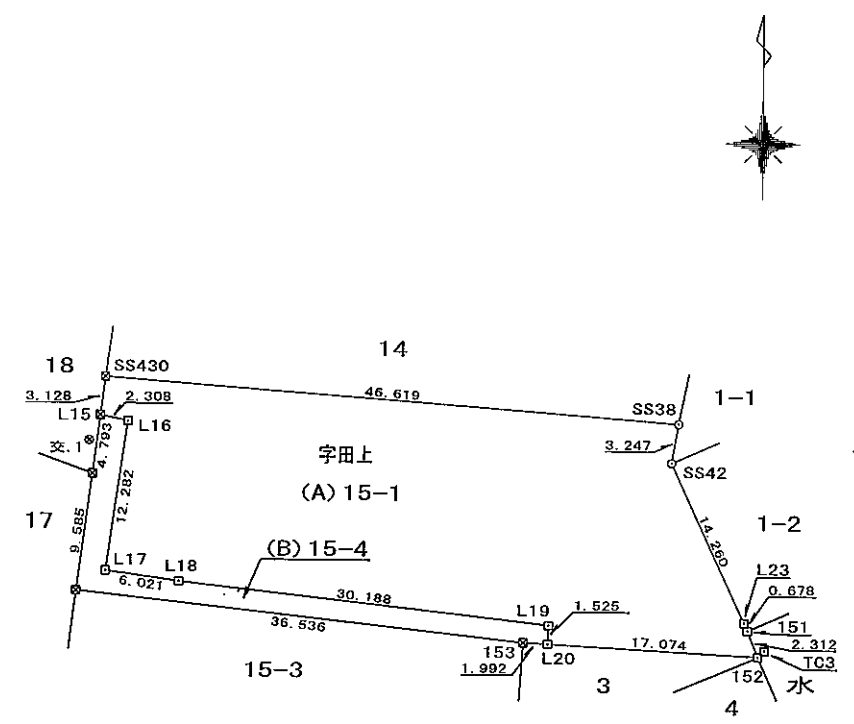
地番	(B) 15-4			
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	距離
L15	-208379.804	-13197.859	56526.430097	4.793
86	-208384.556	-13198.487	188131.233698	9.585
87	-208394.058	-13199.743	176968.954401	36.536
153	-208397.963	-13163.416	52772.134744	1.992
L20	-208398.067	-13161.427	-18689.226340	1.525
L19	-208396.543	-13161.369	-63516.766794	30.188
L18	-208393.241	-13191.376	-54242.938112	6.021
L17	-208392.431	-13197.342	-171143.131056	12.282
L16	-208380.273	-13195.599	-166620.828573	2.308
	倍面積	185.862065		
	面積	92.9310325		
	地積	92 m ²		

地番	15-1	
公簿	合計面積	誤差面積
900	909.92923	9.92923
	地積	9.92

(測量精度区分 甲3 許容範囲を超える)
許容値 = (0.10 + 0.02⁴√900) √900 = 6.28m

使用基準点 (世界測地系)			
既知点の名称	X座標	Y座標	備考
四等三角点 川藤	-209084.217	-12776.978	みかげ石
基Ⅱ-4	-207936.916	-12998.809	金属標
基Ⅱ-5	-208445.098	-12534.290	金属標

測量年月日	平成25年 5月27日	平面直角座標系	第〇系
-------	-------------	---------	-----



座標一覧表 (世界測地系)

測点名	X座標	Y座標
交.1	-208381.833	-13198.759
TC3	-208398.445	-13143.849

- 境界標の種類
- 田 コンクリート杭
 - プラスチック杭
 - ⊗ プレート
 - ⊙ 旗